

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日 市 人 第 733 号（局長決裁）
改正 令和 8 年 2 月 25 日 市 人 第 1200 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 調査委員会は、条例第 18 条の規定に基づき、次の事項を担当する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）
- (2) 再調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策の審議

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法律、医療及び人権擁護等に関する専門的知識を有する公平な立場にある者であつて、前条の調査審議する事項に関し必要な知識又は経験を有する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の規定により市長が任命する委員は、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

（臨時委員）

第 4 条 条例第 19 条で規定する臨時委員は、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、市長が任命する。

- 2 臨時委員の任命にあたり、市長は、調査委員会の意見を聴取することができる。

（再調査等）

第 5 条 再調査は、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 各委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- (2) 再調査の実施にあたり、教育委員会の調査結果を検証する。
- (3) 再調査の実施にあたり、教育委員会又は学校から調査に関する資料等の提供を求めるとともに、児童生徒へのアンケートや教職員、児童生徒、保護者、その他の関係者からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。
- (4) 委員長は、調査委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、再調査の必要性を判断するにあたり、調査委員会の意見を聴取することができる。

(報告等)

第6条 調査委員会は、報告書等により再調査結果を市長に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、再調査の進捗状況等についても、適時・適切に市長に報告するものとする。

(議事の運営等)

第7条 調査委員会の開会、閉会、中止等は、委員長がこれを宣告する。

- 2 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、委員長が認める場合はこの限りでない。
- 3 会議において発言しようとする者は、委員長を呼び、委員長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。
- 4 委員長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討論を行わないで、これを決定するものとする。
- 5 委員長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条の規定により、調査委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合等、調査委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議を非公開とするときはその旨を宣告する。
- 3 会議の非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長はその指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第9条 調査委員会の会議の傍聴者の定員は、委員長が定める。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。
- 3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 4 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 6 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(部会)

第10条 第2条及び第5条第2項に係る事務は、部会により調査審議を行うことができる。

2 部会長は、前項の部会による調査審議において、必要があると認めるときは、委員長、副委員長その他の委員に対し、助言を求めることができる。

3 第5条第1項、第7条から前条まで及び第12条の規定は、部会による調査審議について準用する。この場合において、これらの規定中「各委員」とあるのは「各部会員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「調査委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員及び臨時委員は、再調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 調査委員会の庶務は市民局人権課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。